

補足資料の提出について

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」では、県内企業自らが開発した新技術を対象としています。

運用基準に示すとおり、申請できる技術は「申請者が技術的思想を創作していること、または当該技術的思想を具現するための課題を解決したことが確認できる」ものである必要があります。

「申請者が自ら技術的思想を創作したものなのか」、「申請者が技術的思想を具現したのはどの部分なのか」、「何（どこ）が技術的思想なのか」、その他申請者が申請の要件を満たしていることを確認するための資料として、補足資料を提出して下さるようお願いします。

なお、本制度でいう「技術的思想の創作」は特許法第二条に規定するものを想定しており、それが産業上利用できる場合は特許法第二十九条に規定される「新規性」、「進歩性」を有する必要があります。

記

1 補足資料

- ・ 下記(1)～(3)は必須。(4)以降は該当する申請のみ提出してください。
- ・ 提出するものを「補足資料提出書（様式1-1）」に記載してください。
(提出しないもの、該当しないものは補足資料提出書に記載しないでください。)

(1) 開発状況説明書

自由書式。以下の内容は必ず記載してください。

- ア 申請者が「真に開発した部分」を「開発に至った理由」とともに詳細かつ具体的に記載してください。
- イ 単独開発の場合は、単独で開発した旨を記載してください。
- ウ 共同開発の場合は、共同開発者名と開発の分担状況を具体的に記載してください。

(2) 単独開発した旨を宣誓する文書または共同開発契約書、同意書等

自由書式。以下のうち、該当するもののみを提出してください。

- ア 単独開発の場合、申請技術を申請者が単独で開発した旨を宣誓する文書（単独開発誓約書等）。文書には、以下の内容を記載してください。
 - ・ 開発者名（法人の場合は法人名及び代表者名）の記名および押印
 - ・ 技術名称
 - ・ 申請技術を申請者が単独で開発したことを宣誓する旨

イ 共同開発の場合、申請技術を当制度に登録申請すること、および申請者が代表となつて当制度に登録申請することについて、共同開発者から同意を得ていることを証する文書（同意書等）を提出してください。文書には、以下の内容を記載してください。

- ・共同開発者名（法人の場合は法人名及び代表者名）の記名および押印
- ・技術名称
- ・開発の具体的な分担状況
- ・共同開発者が当制度を理解し、申請者が代表して申請することに同意している旨

※共同開発契約書等、上記の記載事項を網羅している文書がある場合、その文書の写しをもって代えることができます。

(3) 主たる営業所の所在地を明らかにする資料

以下の書類の写し（いずれか1つ）、またはその他の客観的に本社を示す書類

- ・登記事項証明書
- ・法人税の納税証明書（その3の3）
- ・商号の登記事項証明書
- ・所得税の納税証明書（その3の2）

(4) 特許・実用新案の出願または登録を証する書類の写し（※該当する場合のみ）

以下の書類の写し（いずれか1つ）。名称、番号、出願者が分かる部分のみを提出してください。特許の内容を説明する資料を必要とする場合は、別途依頼します。

- ・特許（登録）証
- ・実用新案登録証
- ・公開特許公報等

(5) 共同出願者の同意書（※該当する場合のみ）

自由書式。特許・実用新案を共同出願している場合、または申請者以外の者が出願者である場合は、当制度に申請することについて申請者以外の出願者から同意を得ていることを証する文書を提出してください。文書には、以下の内容を記載してください。

- ・申請者以外の出願者（法人の場合は法人名及び代表者名）の記名および押印
- ・当制度に申請する技術名称
- ・特許等の名称・番号
- ・共同出願者が当制度を理解し、登録申請することに同意している旨

2 注意事項

提出された資料において、「申請者が技術的思想を創作していること、または当該技術的思想を具現するための課題を解決したことが確認」することが困難な新技術は、新技術評価委員会での審査対象とならない場合があります。